

お待たせいたしました

お問い合わせ
 津幡町役場町民福祉部町民児童課 Tel.076-288-2124
 〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二 3 番地
 (シグナス通り沿い)

お受け取りになりました書類は内容をよくお確かめください。

窓口のご案内 業務時間 8:30 ~ 17:15		◎ : 必ず必要 ○ : 該当する方は必要							
届出項目	届出期間	本人確認書類 (運転免許証等)	届出人の 認印	健康 保険証	年金手帳 ・ 証書	後期高齢 保険証	介護 保険証	母子手帳	住民基本 台帳 カード
出生届	生まれた日から 14日以内		◎	○				◎	
死亡届	7日以内		◎	○	○	○	○		○
婚姻届	届出日が 婚姻の日です	◎	◎	○	○				○
転入届	新住所になって 14日以内	◎	◎		○	転出証明書		○	○※
転居届	新住所になって 14日以内	◎	◎	○	○	○	○		○
転出届	あらかじめ (転出日までに)	◎	◎	○		○	○		
印鑑登録	登録...登録する印鑑、免許証等(代理人の場合は3~4日かかります)								
	証明書...印鑑登録証(カード)、認印(代理人の場合)、免許証等本人確認書類								

※住民基本台帳カードを利用して転入届をする方は転出証明書の代わりに住民基本台帳カードが必要になります。

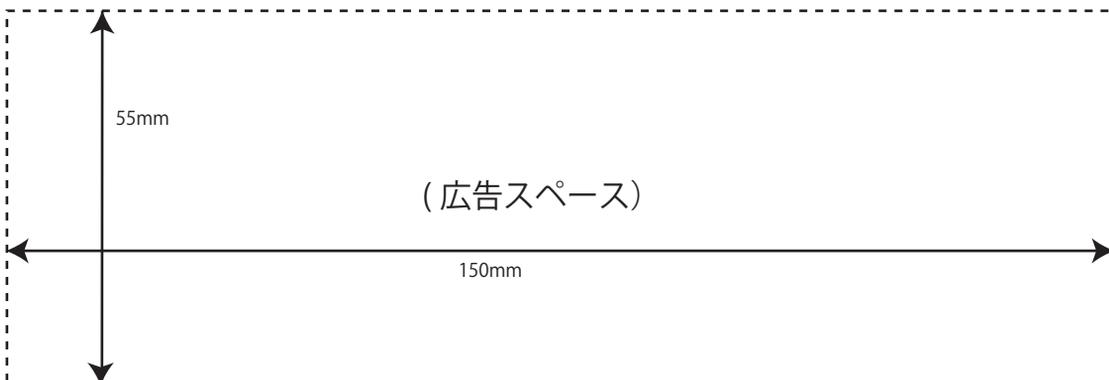
◆広域窓口サービス

津幡町を含む 10 市町で証明書の相互交付を行っています。

取扱窓口	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町	
交付できる 証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票の写し ● 印鑑登録証明書 ※印鑑登録証または印鑑手帳が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍証明書(謄抄本) ※原戸籍・除籍謄抄本は除く ● 戸籍の附票の写し ● 身分証明書 ※本人以外が請求するときは、本人の承諾印が必要
請求できる方	本人または本人と 同一世帯 の人	本人または本人と 同一戸籍 の人
受付日・時間	月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 9:00 ~ 17:00	

戸籍、住民異動の届出や各種証明書の申請の際に本人確認を行っております。
 免許証等の本人確認書類をお持ちになって窓口へお越しください。

廣 告



広告掲載に関するお問い合わせ

津幡町役場〇〇部〇〇課 Tel.076-〇〇〇-〇〇〇〇 Fax.076-〇〇〇-〇〇〇〇

広告の内容に関する質問につきましては、広告主に直接お問い合わせください。

お待たせいたしました

お問い合わせ

津幡町役場総務部税務課 Tel.076-288-2123

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ 3 番地

(シグナス通り沿い)

お受け取りになりました書類は内容をよくお確かめください。

町税の納期限

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
町県民税	6 月末	8 月末	10 月末	1 月末
固定資産税	5 月末	7 月末	12/25	2 月末
軽自動車税	5 月末			

※納期限が土・日・祝日の場合は、翌開庁日が納期限になります。

◆ 納期限内の納付にご協力ください。

◆ 町税の納税は安心・便利な

口座振替をご利用ください。

軽自動車の名義は適正ですか？

軽自動車税は毎年 4 月 1 日現在で登録されている所有者(名義人)に課税されます。
以下のような場合は、下表の届出機関で手続きをしてください。

1. 廃棄、盗難、譲渡などで車両が手元がない。
2. 車両が壊れて使えない。
3. 町外に転出した。

※業者などの第三者に廃車や名義変更を依頼した場合は、手続きが完了しているか確認してください。

車 種	届 出 機 関
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車 農耕用特殊自動車	津幡町役場総務部税務課 津幡町加賀爪ニ 3 番地 Tel.076-288-2123
軽二輪車 (126cc ~ 250cc 以下) 二輪小型自動車 (251cc 以上)	石川陸運支局 金沢市入江 3-153 Tel.076-291-0531
軽自動車 (四輪・三輪)	軽自動車検査協会石川事務所 金沢市新保本 4-65-8 Tel.076-269-4747

※手続きに必要なものは、各届出機関にお問い合わせください。

その建物、まだありますか？

固定資産税は 1 月 1 日現在の固定資産状況により課税されます。建物の取り壊しや、未登記の建物を売却した場合は早急にご連絡ください。職員が現況を確認したうえで、固定資産税の見直しを行います。なお、ご連絡がない場合は、従来どおり課税されることがありますので、ご注意ください。

※ 登記済の建物の滅失や所有権移転などは、管轄の法務局への申請が必要です。

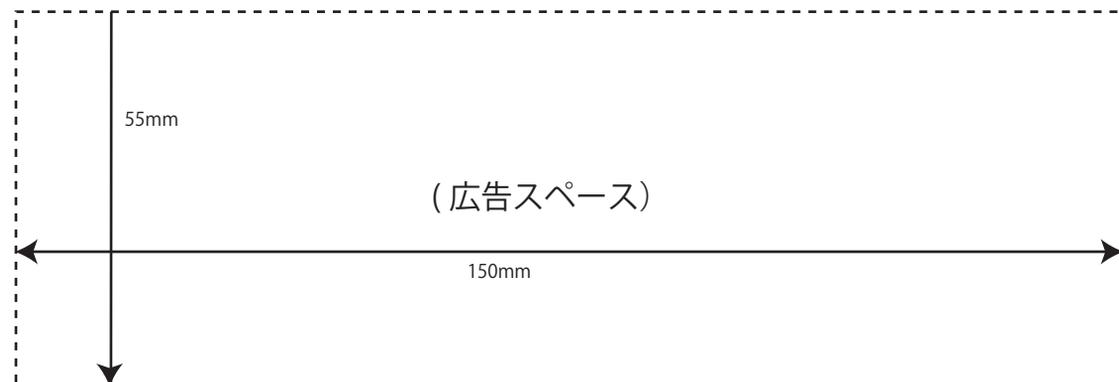
管轄区域	管轄法務局
津幡町、金沢市 かほく市、白山市 野々市市、川北町 内灘町	金沢地方法務局 金沢市新神田 4 丁目 3 番 10 号 新神田合同庁舎 Tel.076-292-7810

「義仲と巴」を大河ドラマに!!



津幡町大河ドラマ誘致推進キャラクター

廣 告



広告掲載に関するお問い合わせ

津幡町役場〇〇部〇〇課 Tel.076-〇〇〇-〇〇〇〇 Fax.076-〇〇〇-〇〇〇〇

広告の内容に関する質問につきましては、広告主に直接お問い合わせください。